

方 針

バブル崩壊以降、我が国経済は低迷を続け、近年ようやく企業収益の改善、雇用、賃金も穏やかに増加する等明るい兆しが見受けられるが、車券売上額は、平成3年度の1兆9,553億円をピークに14年連続して減少している。平成17年度は8,775億円となっており、対前年度比では98.6%（1日平均）とやや減少幅が緩やかになったものの、施行者の開催収支状況は依然として厳しいものとなっている。

こうした厳しい状況の中、「産業構造審議会車両競技分科会車両競技活性化小委員会（産構審小委員会）競輪事業活性化プラン」報告書では、魅力ある番組と迫力のあるレースの実現、顧客にとって便利で快適な環境の整備、施行者の経営改善、関係団体の事業見直しが提示された。

産構審小委員会の提言を受け、本会をはじめ関係団体は協力してそれぞれ痛みを分かち合い、競輪事業が存続できる制度となるような構造体質と意識を転換する必要がある。このような状況を踏まえ、本会は、産構審小委員会の提言の実行、推進はもとより、施行者のニーズを取り入れ、競輪事業の将来を展望した経営等の検討とその推進に努めることとし、特に本会の財源が、施行者の売上の一部であるということを強く認識し、経常事業については、費用対効果を常に念頭に置き、より効果的な執行と、経費の節減を徹底することとする。

また、本会は、施行者から信頼と理解が得られ、かつ施行者の期待に応えられる人材育成のため、職員の能力と実力を評価する制度の導入、困難な問題を解決し、目的を達成できる人事管理等を目指した改善に取り組むこととする。さらに、公益法人制度改革3法が平成18年6月に公布されたことに伴い、新たに公益社団法人としての認定を受けるための準備を進めることとする。

特に本年度は、原点に立ち返り、本会の役割と存在意義が競輪事業の円滑な実施を通して地方財政へ寄与することであることを重く受け止め、競輪事業の振興、活性化のため積極的に諸制度を見直し、施行者の収益増進策、経営改善に結びつく下記事業に重点を置いて取り組むこととする。

本年度の主要事業は、次のとおりである。

- 1 競輪開催の弾力化の推進
- 2 選手賞金、選手参加旅費、選手共済制度の検討
- 3 適正な交付金、納付金の改訂に向けた検討
- 4 競輪運営における諸制度の検討
- 5 競輪事業の振興、活性化のための企画及び改善並びに調査分析

- 6 特別競輪等及び番組関連制度の検討
- 7 競輪開催日程の調整
- 8 競輪情報システムの充実
- 9 場間場外車券売場に係る諸問題の検討
- 10 施行者との迅速かつ緊密な連絡調整

企 画 広 報 部

本年度は、産構審小委員会の「競輪・オートレース事業活性化プラン」の報告書を受け、競輪事業の振興・活性化のため、競輪諸制度の見直し、施行者収益の増進、経営改善を図る諸施策等の検討及び実施を行う。また、日本自転車振興会1・2号交付金還付制度実施後の施行者の収支状況を注視し、施行者の要望をふまえ、次なる対策の検討を行う。

競輪諸制度については、番組制度・特別競輪等の見直し、選手賞金制度・競技制度・共済制度の見直し、選手の参加旅費の削減、場間場外の委託方式の検討、競輪開催の弾力化に向けた対応の検討等を行い、その検討、見直しをふまえて関係団体と協議、調整を行い、その改善の推進に努める。

競輪事業の活性化、振興のため、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体を効率的、効果的に活用して、競輪がより楽しく、買いやすくなったことなどを積極的にPRする。また、新規ファンの獲得のため、競輪未体験者や初心者の来場促進策を講じるとともに既存ファンの定着を図る広報、PRを行う。

その他、競輪及び各種公営競技に関する調査並びに統計資料の収集及び分析を行い、随時、定期的に施行者に提出し、競輪運営上の参考に供する。

これら事業の推進にあたっては、選手制度検討委員会、競輪運営研究委員会及び広報委員会等を中心に対応を協議、検討し、その成果を関係団体との諸会議に反映させる。

企画関係について

1 日本自転車振興会1号・2号交付金について

日本自転車振興会1・2号の交付金制度に係る見直しは、日本自転車振興会交付金還付制度の創設で決定する見込みである。

平成19年度は、日本自転車振興会交付金還付制度実施後の施行者の収支状況を注視しながら、施行者の要望等を踏まえ、全国競輪主催地議会議長会等四団体と連携をとりながら、次なる対策の検討を行う。

また、公営企業金融公庫納付金についても、同公庫が国から地方に移管される動きとなっていることから、その動向を注視しながら同納付金の廃止を含めた改正について、関係機関に働きかけを行う。

2 競輪事業運営にかかる諸問題について

選手の参加旅費の削減、場間場外における契約方法、開催の弾力化等競輪事業運営上の諸問題についての検討を行う。

3 施行者団体等との連絡調整について

全国競輪主催地議会議長会、府県施行者会議、全国競輪都市協議会、小規

模競輪場施行者連絡協議会と緊密な連絡調整を行い、競輪事業運営上の諸問題の解決、改善に努める。

- 4 競輪事業振興にかかる諸施策について
競輪事業振興に資する諸政策の検討を行う。
全体的な競輪事業運営の見直しを行い、競輪事業運営の合理化、改善に努める。
- 5 特別競輪等の改善について
特別競輪等の番組の見直し、改善の検討を行うとともに、その運営方法等の検討を行い、売上、施行者収益の増を図る。
- 6 賞金制度について
施行者の賞金負担を軽減する見地から、関係団体と選手賞金体系や制度について引き続き要請する。
- 7 競技制度について
競技・番組制度、選手の出場契約約款、あっせん等諸制度の運用状況を精査し、合理的な制度の見直し、改善を図る。また、国際競輪等各種レースの実施方法等の検討を行い、その改善に努める。
- 8 共済制度について
選手共済制度の抜本的な見直しを行い、全国競輪選手共済会への助成金の削減を要請する。
- 9 競輪の国際化について
平成9年に「ケイリン」がオリンピック種目として採用されて以来、競輪の国際化は確実に高まっているが、国際競輪を実施し、さらに競輪のスポーツ性、国際化及び普及を図る。
- 10 競輪場ネットワークシステムの運用について
全国47競輪場を専用インターネット網で結び、本会各部からの各種調査、集計等がコンピュータ上で迅速・簡易に行える『競輪場ネットワークシステム』を基にして、車券売上高報告書等のデータを作成する。また、ネットワークシステムを基盤とした、場間場外契約システムの構築、ダウンロードによる各種売上・統計資料等の閲覧等を実施する。

調査関係について

- 1 統計資料について
競輪及び各公営競技の売上高、入場者数等の統計資料を作成する。
- 2 施行者収支決算等について
競輪に関する施行者収支決算、収益の用途状況及び収益の均てん化等の調査を行う。

3 各種調査について

ファンのニーズの把握に努めるため各種調査を行うとともに、競輪事業の運営等に供するための各種資料の収集及び調査を実施する。

4 関係法令等について

競輪関係諸法令等の調査研究を行う。

広報関係について

1 特別競輪等及びG の広報宣伝について

全国の競輪ファンを対象としたGP、G、G、Gの広報宣伝活動については、日自振、開催施行者と連携・共同するなど一元化し、効率的に実施する。

2 スポ - ツ紙等の競輪紙面拡充について

(1) GP、G、G 開催時におけるスポーツ紙の競輪紙面を拡充・カラー化し、ファン層の拡大、車券購入の促進を図る。

(2) Gの全開催(全レース)の出走表を全国の主要スポーツ紙に掲載し、売上の拡充を図る。また、共同通信社を通じて決勝展望、結果等の記事配信を行い、地方紙の競輪紙面拡充を図る。

3 テレビ中継について

GP・G・Gのテレビ中継については、全開催において、日自振、開催施行者と共同で一定時間枠を確保し、情報提供の一元化を図り、競輪の認知度を高める。

4 F 開催における出走表について

F 開催出走表のスポーツ紙掲載については、現在実施してる年間4節(年間開催節数の1/2)を維持する方向で対処する。

業 務 部

本年度は、これまで以上に記念競輪（G ）の果たす重要性が増しており、施行者が健全な業務運営ができるよう、開催日程の調整をはじめ、開催運営の見直しを経済産業省はじめ関係団体に働きかける。また、場間場外発売受託手数料率の努力目標の設定等を実施する。

17年度の競輪情報システム（V I S）の再構築フェーズ1並びに18年度のインターネット投票システム改修に引き続き、本年度は再構築フェーズ2の移行に向けて、システムの安定的な運用を進めるとともにサイクルテレホン事務センター事業の民間委託後の更なる合理化、民間所有専用場外車券売場の車券発売方法等のあり方の検討を行う。

労務関係では、臨時従事員の処遇問題、労務管理上の諸制度等を引き続き検討を行うとともに、接客サービス研修の充実を図り全場において顧客サービスの向上を図ることとする。

事業の推進にあたっては、開催等日程調整委員会、情報システム等整備委員会、労務対策委員会で対応を協議し、実現化を目指す。

事業関係について

1 記念競輪（G ）の日程調整について

施行者にとって、経営上の生命線ともなっている記念競輪（G ）の日程調整にあたっては、特別競輪等の実施日程が決まった後、記念競輪の線引きをしている。記念競輪の開催日程が事業運営に大きな影響を持つており、その月内での調整が困難を極めていることから、関係団体に対して、選手の特別競輪等の調整期間を短縮することについて強く要請する。日程の調整方法については、一昨年より開催等日程調整委員会で月別の調整ルールを定めて実施しているが、ルールの見直しを含め、施行者に理解されるように委員会で協議を行ったうえ、日程調整を行う。

2 競輪開催日程の全国調整について

記念競輪においては、場間場外車券売場の設置が特別競輪等と同様に全国的に波及している状況となっているため、普通競輪については偏った日程も余儀なくされている、また、月別、週別の限度節数の消化が厳しい状況にあることから、記念競輪開催時の普通競輪を同時開催する等により、全国的な開催日程の調整・検討に努める。

併せてナイター競輪、国際競輪レース、ルーキーチャンピオンレース、及びレインボーカップセカンドステージ、ファイナルステージの実施場及び実施日程の調整を行う。

3 場間場外車券売場設置に関わる連絡調整について

産構審小委員会の活性化プランで提案されている場間場外車券発売受託手数料率の努力目標の設定及び場外経費の削減、契約内容の見直し等を進めるため、場間場外車券売場の設置に係る連絡調整会議を実施する。

情報施設関係について

1 電話投票事業の民間委託について

自転車競技会に委託していたサイクルテレホン事務センターの電話投票業務は本年度から本会が施行者から受託し、本会から民間会社へ業務再委託を行うことにより、より一層の運営の効率化を図ることとする。なお、管理監督を徹底し事業の円滑な運営に努めることとする。

2 専用場外車券売場設置のあり方の検討について

専用場外車券売場の設置及び管理・運営方法等のあり方等について、平成17年度に設立した民間所有専用場外車券売場管理施行者協議会（民施協）を中心に検討を行い、その結果をもって全国場外車券売場設置者協議会（全車協）と協議し、管理運営の適正化に努める。

3 競輪情報システムの充実について

（財）車両情報センターとの連携並びに関係団体との協力による車両情報システムの再構築（フェーズ ）の開発や各種の情報処理全般について、円滑な運用を図るとともに、ファンに対する各種競輪情報提供の充実、情報処理システムの安全確保に努める。

また、お客様の車券購入の利便性及びサービスの向上を図るため、加入手続きの簡素化と競輪ネットバンクサービスの拡充やインターネットを活用した新規ファンの獲得等インターネット投票環境の充実に努める。

4 競輪場施設整備と有効活用策の推進について

競輪場全面改修等の大規模な施設整備（計画）をはじめ、各種施設整備の情報把握に努め、その情報を施行者に効果的に周知すること等により、競輪場施設改善の推進を図る。併せて、場間場外車券売場開設時における有効かつ合理的な施設活用のための方策、ファンに対する快適な環境、空間づくりの情報収集、提供を行い、これを推進する。

5 民間所有競輪場対策について

民間所有競輪場施行者に共通する賃貸借契約や利用料率をはじめとする諸課題等について協議し、民間所有競輪場の円滑な事業運営が図れるよう努める。また、民間所有競輪場に係わる情報等の収集に努め、施行者間の情報交換並びに連携が円滑に行われるよう努める。

労務関係について

- 1 労務管理上の諸問題の検討について
場間場外の受託日数の増加に伴う臨時従事員の社会保険関係等に係る労務管理上の諸問題について法改正等の動きも踏まえ制度改正施行者部会等で検討する。
- 2 接客サービス研修の実施について
サービス業であるという認識を競輪場全従事者に徹底させるため、施行者管理職を対象とした研修も充実させて、競輪場に勤務する全従業員の意識改革を図る。
- 3 賃金、一時金等の対応について
労務対策委員会において、賃金、一時金等に係る取り扱いを協議し、必要に応じて、各地区労務対策会議及び特定場で構成する労務対策会議等を開催して、具体的な対応を検討する。
また、同種競技団体とも連携調整を密にし、団体交渉時においては、施行者と緊密な連携を図り、遺漏のないよう対処する。
- 4 労務管理研修会の実施について
労務担当者の労務問題への対応が的確に行われるよう、労務管理研修会を実施する。
- 5 労務対策の円滑な推進について
労務対策の円滑な推進を図るため、関係省庁の指導のもと、施行者をはじめ同種競技団体等と連絡調整を行い、諸問題の解決にあたる。
- 6 労働情報等の収集について
関係省庁等からの労働情報収集、労務関係資料の整備等を行い、各施行者へ迅速に提供していく。
また、臨時従事員実態調査等を適宜実施し、これを集計、分析し、施行者の参考に供する。

保 安 室

本年度は、競輪の開催にあたり、より一層安全で来場しやすい環境の実現を図るため、自衛警備関係者の危機意識の醸成、対処能力の向上等、自衛警備力の質的強化を図る一方、関係機関、団体との連携を強化し、組織の不透明化や寡占化、ノミ行為等の資金獲得活動を巧妙化、悪質多様化させている暴力団及び場内秩序を乱す悪質入場者等をシャットアウトし、場内環境の浄化を徹底。また、予測し難い震災等の事案・事象に備え、装備資器材の点検、整備及び発生時における対応訓練を実施するなどして、場内外の秩序の維持と明るく、安全で安心な開催運営に寄与するため、次の諸施策を推進する。

1 自衛警備力の強化

(1) 警備対策委員会の開催

競輪場等における自衛警備の充実強化、暴追対策及び犯罪並びに不正の防止、災害等発生時の対応に関する基本方針を審議、調整し、秩序維持を図る。

(2) 自衛警備体制等の実態調査

競輪場等における自衛警備体制・活動及び警備資機材の整備状況並びに暴力団・ノミ屋等追放対策の推進実態を明らかにし、自衛警備の充実強化に資する。

(3) 警備担当者研修会の開催

自衛警備の重要性、排除活動の法的根拠及び排除要領、情報収集のノウハウ、関係機関、団体との連携等について研修、警備担当者としての知識の習得と技術の向上を図る

(4) 自衛警備計画策定・運用検討会の開催

自衛警備体制の実態及び自衛警備計画書の策定並びに運用状況、訓練の実施状況等について検討を行う。

(5) 事故防止訓練等の実施

競輪開催に伴う各種事故・事案等を想定した模擬・図上訓練を実施し、発生時における被害の最小限化と拡大阻止、早期沈静化等を図る。

2 暴力団・ノミ屋等追放対策の推進

(1) 追放対策中央推進会議の開催

関係省庁の指導を得て年間の追放対策等を審議決定する。

(2) 追放対策地区推進会議の開催

地区単位で暴力追放運動推進センターとの連携や排除活動等に関する情

報交換を実施し、実効ある追放対策を推進する。

(3) 暴追対策合同情報交換会議の開催

公営競技場間で連携した追放対策を推進するため、全国モーターボート競走施行者協議会及び全国小型自動車競走施行者協議会合同により開催、各競技場で収集した情報・資料を交換し、排除対象者等に関する情報・資料の共有化を図る。

(4) 情報連絡センター活動の促進

追放対策に関する情報・資料を収集整理、通報、照会等を促進し、効果的な追放対策の推進を図る。

3 関係省庁、公営競技団体との連携

警察庁をはじめとする関係省庁との連絡を緊密に行うとともに、各公営競技団体との連携を強化し、整合性、実効性のある追放対策を推進する。

4 秩序維持対策の推進

特別競輪等の開催にあたり、秩序維持関連情報の収集及び排除措置等、諸対策の推進を支援する。